

フランスにおける将来保護委任 —わが国の任意後見制度との違い

黒田 美亜紀

I 成年者の法的保護の改正に関する2007年3月5日法律（以下、「2007年法律」という）

1 背景

①高齢社会の進展、②家族の変容、③後見の濫用¹、④EUへの対応、⑤諸外国の影響²

2 目的

- (1) 法定後見開始の制約 ⇒①法的保護措置の限界確定、②必要性・補充性・比例性原則の徹底
- (2) 本人の意思の尊重 ⇒①法定後見における積極的な位置づけ、②任意後見制度の創設
- (3) 身上に関する決定の取込み ⇒①本人のみ決定できる完全に個人的な行為（子の出生の届出、認知など）、②それ以外も本人の状態が許す限り単独で行える
- (4) 家族・公共団体の役割の見直し ⇒①家族および公共団体の責務としての成年者保護、②家族概念の拡張

3 概要

- (1) 2007年法律による民法典の改正：これまでの成年者保護に関する1968年1月3日法律を全面改正

(ア) 裁判上の保護措置（法定後見）における必要性原則・補充性原則・比例性原則の確認

【裁判上の保護措置】

①司法的保護：暫定的な保護。裁判官の決定のほか医師の申告でも開始

本人は単独で行為可、本人の行為は損害があれば取消し・減殺可能

②保佐・後見：継続的な保護

・保佐…援助（同意や助言・監督）による支援。本人の行為は損害があれば取消し・減殺可
cf.強化保佐…裁判所が一定の行為を保佐人の代理の対象に指定

・後見…代理による支援。原則として家族会（構成員は裁判官が選任。後見人も含む）を組織。本人の行った代理を要する行為は当然に無効、代理を要しない行為は損害

があれば取消し・減殺可

・保護開始前2年以内の行為も損害があれば、緩和された要件に基づき取消し・減殺可

【仏民428条】 保護措置は、必要性がある場合、かつ、代理の普通法の原則、夫婦各自の権利と義務に関する原則、及び夫婦財産制の原則、特に217条、219条、1426条及び1429条に定める原則によって、より強制的でないその他の裁判上の保護措置によって、又は利害関係人により締結された将来保護委任によって、その者が自己の利益を十分に考慮できない場合でなければ、裁判官によって命じられない。

- ② その措置は、当事者の個人的能力の減退程度に応じて、段階的に、及び個別的になされる。
- ⇒ 職権開始手続を廃止し申請主義を採用。他方で家族の範囲を拡張³
- ・能力の減退について専門医による医学的証明を要求
 - ・期間を限定（司法的保護…1年〔1回のみ更新可〕、保佐・後見…最大5年〔更新可〕）
 - ・裁判上の保護措置は、家族や将来保護委任によっては本人の保護に十分でない場合のみ
 - ・裁判上の保護措置の中ではより強制的でない措置が命じられる
- (イ) 合意による保護措置（=将来保護委任…わが国の任意後見契約に相当）の創設
- (ウ) 裁判上の保護措置を有償で行う「成年者の保護に関する裁判上の受任者（MJPM⁴）」（社会福祉・家族法典L471-1条）の導入
- ⇒MJPMによる場合⁵以外は無償が原則（例外：裁判官または家族会が認めれば手当支給可）
- (2) 社会福祉・家族法典の改正
- ⇒社会的支援措置（社会保障給付に関する援助が目的）を法的保護措置から区別
- ①「個別の社会的支援措置（MASP⁶）」（社会福祉・家族法典L271-1条）…社会保障給付の受領・管理を県が当事者との契約により行う
 - ②「裁判上の社会的支援措置（MAJ⁷）」（仏民495条）…裁判上の保護を受けていない者の社会保障給付を受領・管理するため裁判所が命じる

II 将来保護委任

【仏民425条】 すべての者は、医学的に証明されたその者の意思表示を阻害する性質の精神的能力、身体的能力の減退を理由として、自己の利益を単独で考慮することができない場合には、本節に定める法的保護措置を受けることができる。

②特段の定めのない限り、その措置は、その者の身上及び資産の保護を目的とする。ただし、その措置は、これら二つの目的のうちの一つに明示的に限定することもできる。

【仏民477条1項】 後見措置の対象となっていないすべての成年者又は解放された未成年者は、425条に定める原因の一つのため、その者がもはや単独で自己の利益を考慮することができなくなる場合に備えて、委任によって、一人又は複数の者に対して、その者を代理する責務を負わせることができる。

フランスにおける将来保護委任—わが国の任意後見制度との違い

■将来保護委任＝合意による保護措置 ⇒事前に、自らの意思で保護の態様を選択・設定可

■種類：①自己のための将来保護委任…将来判断能力が減退した場合の自身の利益を守るために
設定

②他人のための将来保護委任…親が、子が自身の利益を守ることができない場合あるいは
親が子の利益を守れなくなる場合に備えて設定

■目的：①身上の保護、②資産の保護のいずれか、または双方

1 将来保護委任の設定

1-1 委任の当事者

(1) 委任者

(ア) 自己のための将来保護委任 ⇒①後見措置の対象となっていないすべての成年者、②解放された未成年者、③保佐人の同意がある場合の被保佐人

(イ) 他人のための将来保護委任 ⇒被後見人・被保佐人でない両親または父母のうちの生存者

(2) 受任者

・委任者によって選任された自然人、または社会福祉・家族法典L.471-2条が定めるMJPMリスト掲載の法人がなり得る

・一人または複数の選任可。複数の場合、一通の委任状により、権限は共同行使または分掌

・第2順位の受任者を定めうる（公証人証書または私署証書による将来保護委任の規定に服する）

1-2 委任状…口頭または黙示の委任は認められない

(1) 公証人証書

・公証人が受理。受任者の承諾も公証人証書によって行う

・他人のための将来保護委任は必ず公証人証書による

(2) 私署証書

・①委任状に弁護士の副署をなす方法、または②法定のチェックリスト方式の委任状様式に従って作成する方法のいずれかを選択

・委任者の署名、日付の自書と受任者の署名（＝承諾）が必要

2 将来保護委任の発効

2-1 要件

(1) 自己のための将来保護委任

・裁判上の保護措置開始の要件同様 …「医学的に証明された、その者の意思表示を阻害する性質の精神的な能力または身体的な能力の減退」を理由として、自己の利益をもはや単独で

定例研究会

は考慮できないことの証明が必要

- ・医学的証明書は共和国検事が作成したリストに基づき選ばれた医師のみが作成可
 - ・受任者が小審裁判所書記課に委任状（私署証書は原本、公証人証書は謄本）と医学的証明書（2ヶ月以内）、身分証明書、常居所証明書などを提出するために原則として委任者とともに出頭し、認証等を受けて発効
- (2) 他人のための将来保護委任
- ・両親または父母のうちの生存者の死去、またはその子に配慮することができなくなった日に発効
 - ・前者のケースでは、委任者の死亡証明書と子についての医学的証明書が必要。後者のケースでは、委任者とその子の双方について医学的証明書が必要
 - ・受任者が、受益者（子）に関する証明書も持参して、原則として受益者と出頭

⇒書記官は形式の確認のみ行う

- ・認証を拒絶された場合、受任者は裁判官に審理付託可（裁判官は審問せず決定でき、控訴不可）
- ・発効は委任者または受益者に通知されるが、親族への通知はなされない
- ・公示は予定されていない

2-2 受任者の職務

- (1) 資産保護を目的とする委任：委任状で対象資産・権限行使方法を定める
- ・原則として自ら履行。第三者に資産管理行為を代行させた場合、その責任を負う
 - ・委任履行中は裁判官の許可がない限り職務を免れられない
- (2) 身上保護を目的とする委任
- ・保佐人または後見人と同一。自ら委任を履行する義務
 - ・完全に個人的な同意が必要な行為（子の出生の届出、認知など）は対象とならない
 - ・研究への同意、終末期の決定なども対象にできる
- (3) 報酬 ⇒特約がない限り無償だが、費用の償還請求可。有償の場合、報酬のあり方は任意

2-3 被保護者の権利

- ・居住場所の選択
- ・親族や第三者との個人的な関係の維持
- ・訪問され、訪問者に宿泊される権利
- ・自分の身上に関する状態や関連する行為の有用性、緊急性の度合い、効果などに関する全情報を受領する権利
- ・自身の状態が許す限り、身上に関する決定を単独で行える
- ・委任状で、予め自分が入院している場合に自分に代わって意思表示・相談される人物を指定可

2-4 本人の行為に対する影響

- (1) 発効前に本人が付与した代理権 ⇒ 委任者の意図の探求
 - ・代理人と受任者が別人の場合、包括的代理は撤回、特定代理については争いあり…予めの規定を推奨
- (2) 発効後の本人の行為…本人は完全な能力を保持
 - ・有効な行為を行うのに必要な健全な精神を有しない行為は無効とされうる
 - ・損害があれば取消し・減殺可（司法的保護同様）。裁判官は、その行為が有用であるか否か、被保護者の資産の規模または構成、並びに被保護者が契約した相手方の善意または悪意を考慮して決定

3 将来保護委任の履行

3-1 受任者の権限

- (1) 住居・動産・身の回りの品 ⇒ 可能な限り長く、自由に使えるようにしておく義務 …法定後見同様
 - ・一時的収益（本人が住居に戻った場合直ちに終了）の合意のみ可能
 - ・処分には必要性和裁判官または家族会の許可、医師の意見が必要。身の回りの品は処分不可
- (2) 口座・帳簿 ⇒ 変更・新たな開設は、裁判官または家族会の許可がない限り不可
- (3) 私署証書委任 ⇒ 資産管理は後見人が許可なく行える保存行為・管理行為に限定される。それ以外の行為を行う必要がある場合、裁判官に審理を付託
- (4) 公証人委任 ⇒ 後見人が行いうるあらゆる行為（裁判官の許可を要するものも含む）を実現可能だが、無償での処分行為は裁判官の許可が必要
- (5) 夫婦財産制 ⇒ 補充制の原則から、夫婦財産制の規則が本人保護に十分な場合、委任は無効

3-2 財産管理を職務範囲とする受任者の義務：会計義務 ⇒ 就任時に財産目録を作成

- (1) 私署証書委任 ⇒ 財産目録の更新、毎年の管理計算書の作成・保存、会計書類を保存し裁判官に提出
- (2) 公証人証書委任 ⇒ 財産目録の更新、毎年の管理計算書の作成・保存、公証人に会計報告

3-3 公証人の権限

- (1) 会計報告および証拠書類の保管
- (2) 通報義務 ⇒ ・委任の条項に適合しない行為を確認した場合、裁判官に審理を付託する義務
・委任の履行についての裁定を裁判官に付託可能
- (3) 報酬…法定

3-4 後見裁判官の権限

- (1) 許可 ⇒ ・私署証書委任：処分行為および委任状で定められていない行為の許可
・公証人証書委任：無償行為の許可
- (2) あらゆる紛争の解決
- (3) 司法的保護の場合の委任の一時停止や委任の無効化
- (4) 保護の修正 ⇒①裁判上の保護措置の付加的利用、②将来保護委任がカバーする範囲を修正、③裁判上の保護措置を命じ、委任を終了させる

4 将来保護委任の終了原因

- (1) 本人の能力の回復 ⇒医学的証明書が必要
- (2) 本人の死亡または後見・保佐の開始 ⇒例外：裁判官による委任の維持（補充的利用）
- (3) 受任者の死亡、後見・保佐の開始、支払不能 ⇒裁判官に後見・保佐開始の場合に委任維持の裁量権あり
- (4) 裁判官による撤回 ⇒要件を満たしていない場合、配偶者による保護が十分な場合など
- (5) 発効への異議申立て履行条件に関する訴訟の結果

Ⅲ 検討

1 比較

	高齢化率（2014）	高齢化社会（7%）	高齢社会（14%）	所要年数	人口（2015）千人
日本	25.78	1970	1994	24年	126,573
フランス	18.30	1865	1979	114年	64,395

〈統計〉2009年～2012年 1,077件の将来保護委任が新たに履行（8割が公証人証書）

⇒ただし、公示方法がないので統計はあてにならない???

■方式

[仏]・公証人証書のほか、私署証書の方式も認める

[日]・公正証書によることが要件（任意後見契約3条）

■受任者の資格

[仏]・法人について、MJPMのリストに掲載されている法人であることを要求

[日]・制限なし

■発効

[仏]・受任者による裁判所書記課への書類提出後の形式的審査・認証により発効…受任者主導

⇒委任者の能力が減退したときに委任発効に向けて動く義務を負う者の選任を推奨

[日]・後見監督人選任審判が必要（任意後見契約4条1項）

■裁判官の関与

[仏]・将来保護委任の発効手続きには関与せず（提訴された場合の事後的関与のみ）
・将来保護委任の履行にあたり多様な権限を認める

■公証人の関与

[仏]・公証人証書によった場合、受任者の財産目録の作成・調整や管理計算を監督＝将来保護委任の履行を監督

■監督

[仏]・裁判上の保護措置・将来保護委任とも一般的監督は後見裁判官と共和国検事が行う
・当事者が委任状で受任者の監督方法を定めることを推奨⇒必ずしも監督人を要しない
・委任の履行（特に毎年管理計算）監査を職務とする委任監督人を選任しうる

[日]・後見監督人の選任が契約発効の停止条件（任意後見契約2条1号）

■受任者の管理計算義務

[仏]・財産管理を職務範囲とする場合、財産目録を作成・調整し、毎年管理計算書を作成する義務。

・証拠書類とともに後見裁判官・共和国検事に提示・報告する義務を負う

[日]・法律上の義務規定なし。善管注意義務に基づく義務（任意後見契約7条4号・民644条）

・任意後見監督人は任意後見人に事務報告を求めることができる（任意後見契約7条2項）

■本人の行為

[仏]・損害があれば取消し・減殺を認める

[日]・取消権は認められない（立法者解釈）

■公示制度

[仏]・公証人証書、私署証書のいずれの方式にも存在しない

⇒裁判上の保護措置開始の申立てがあった場合に、裁判官は将来保護委任の存在を知る術がない

[日] 後見登記法による登記

■法定後見との共存

[仏] 併存可能

[日] 法定後見開始の審判があれば、発効した任意後見は当然終了（任意後見契約10条3項）

■複数の委任への対応

[仏]・規定はないが、遺言同様、新しいものがより古いものを撤回

■「親なき後」への対応

[仏]・他人のための将来保護委任を承認

[日]・本人に意思能力がない場合、子が未成年の間に親権に基づき代理で任意後見契約締結可能（争いあり）

2 総括—フランス法に対する個人的印象

- (1) フランス法における成年者保護制度の特徴
- (2) フランス法からの示唆—わが国の成年後見制度に対する提言を考える上で
 - 成年後見制度の位置づけ
 - 本人意思の尊重
 - 家庭裁判所による監督

〔付記〕 以上は定例研究会での報告を行う際のレジюмеです。完成稿は明治学院論叢法学研究101号に掲載予定です。

-
- 1 薬物中毒者・アルコール中毒者などの社会的不適応者や失業者・ホームレスなどの困窮状態にある者に保護措置を提供するための後見制度利用をいう。
 - 2 2007年法律が特に大きな影響を受けたものとして、ケベック(1990)、ドイツ(1990)、デンマーク(1995)、スペイン(2003)、イタリア(2004)、イギリス(2005)などの成年後見制度改正の動きがある。
 - 3 【仏民430条1項】 保護措置開始の申立ては、保護される原因のある者によって、若しくは、場合に依りて、共同生活がその者との間で終了していないことを条件に、その者の配偶者、その者が民事連帯規約を締結したパートナー若しくは内縁関係にある者によって、血族若しくは姻族によって、その成年者と親密かつ安定した関係を維持している者、又はその者に対して法的保護措置を行使している者によって、裁判官に提起することができる。
 - 4 Mandataire Judiciaire à la Protection des Majeurs
 - 5 保護者は、裁判官が本人の感情や家族の推薦を考慮しつつ、①→④の順に選任を検討する。①本人によって指定された後見人・保佐人⇒被指定者が拒否・任務遂行不可または本人の利益が許さない場合を除き、その者を選任する義務あり、②指定がない場合、原則として配偶者(パートナーを含む)、③血族、姻族、親密かつ安定した関係を維持している同居者、④MJPM
 - 6 Mesure d'accompagnement social personnalisé
 - 7 Mesure d'accompagnement judiciaire